

第22回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和4年3月28日(月) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町役場2階大会議室

出席 農業委員 出席 7名 欠席 2名 農地利用最適化推進委員 出席 9名・欠席 4名

× 1番 藤原 健祐	○ 6番 佐藤 良一	× 刈谷 哲二	○ 邑田 昌平	× 田村 泰富
○ 2番 田村 和弘	○ 7番 横畠 悦子	○ 田村 克郎	○ 眞辺 忠志	○ 大谷 恵呉
× 3番 森田 有紀	○ 8番 横畠 増吉	○ 田村 啓幸	× 澤村 重隆	○ 北添 秀紀
○ 4番 氏原 延	○ 9番 北添 正男	○ 森 正彦	○ 山口 修二	
○ 5番 田村 公史		○ 野村 隆博	× 伊藤 洋章	

事務局 事務局長： 山本 清和 主任： 前田 紗歩

日程 日程第 1 開 会
同 第 2 議事録署名委員選任
同 第 3 報 告
同 第 4 議 事

- 第1号議案 農地法第5条に関する件
- 第2号議案 非農地証明願に関する件
- 第3号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件
- 第4号議案 農業委員会事務局職員の任免に関する件
- 第5号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）・
令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）に関する件
- 第6号議案 令和4年度農業者年金加入推進計画（案）に関する件
- 第7号議案 下限面積の設定に関する件

同 第 5 号 の 他
同 第 6 号 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第22回農業委員会定例総会を開会します。

本日は3番 森田 有紀 委員、農地利用最適化推進委員の 刈谷 哲二 委員、 澤村 重隆 委員、伊藤 洋章 委員、 田村 泰富 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、6番 佐藤 良一 委員と7番 横島 悦子 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告を願います。

事務局（山本事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、11日の午前中には新規就農希望者との面談が高吾農業改良普及所で開催され、事務局より前田が出席しました。

催され、事務局より前田が出席しました。

相談者は佐川町出身の高知市の方で、花卉やイチゴもしくはブドウなどでの就農を希望しています。

午後には女性の農業委員会活動推進シンポジウムがオンラインで開催され、氏原委員と事務局より私、山本が出席しました。

14日には、農業委員会活動交流集会在役場においてオンラインで開催され、事務局より私、山本と前田が出席しました。

農業委員会を巡る情勢や今まで「農地情報公開システム」として国が主体となって運用しているシステムが「農業委員会サポートシステム」としてリニューアルすることに関する説明などがありました。

22日から24日にかけて、各地で人・農地プランの座談会が開催されました。委員の皆様におかれましても、出席していただきまして、ありがとうございました。

内訳としましては、22日に黒岩地区と尾川地区で開催され、黒岩では横畠増吉委員、山口推進委員、伊藤推進委員、田村泰富推進委員、大谷推進委員と事務局より前田が、尾川では佐藤委員、澤村推進委員と事務局より私、山本と前田が出席しました。

23日には、斗賀野地区と加茂地区で開催され、斗賀野では氏原委員、田村委員、森推進委員、野村推進委員、眞辺推進委員と事務局より前田が、加茂では北添会長、北添推進委員と事務局より前田が出席しました。

24日の午後には、佐川地区で開催され、田村幸推進委員、事務局より前田が出席しました。

また、24日の午前には、第12回佐川町農業関係機関連絡会が高吾農業改良普及所で開催され、事務局より前田が出席し、関係機関の予定や集落営農組織の活動状況、来年度のイチゴの担い手活動について話し合いました。

連絡会の後には、担い手協議会の幹事会も行われ、認定農業者である■■■■さん・■■■■さん夫婦の再認定に関する協議が行われました。

そして、本日28日は、午前中に人・農地プランの検討会が開催され、事務局より前田が出席しました午後からはこの定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 賃貸借解約届1件について報告します。

貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番 他1筆。地目が田で、面積が合計で4,305㎡。解約事由は合意解約で、合意日・引渡日とも令和4年3月9日です。■■■■さんから息子さんへ変更するための利用権設定の解約となり、この後利用権設定が出てきています。

つづきまして、報告事項3. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書2件について報告します。

48番が、相続人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、庄田字■■■■番■■■■ 他2筆。地目が畑で、面積が合計で656㎡。届出日が令和4年2月24日で、届出事由が相続です。

49番が、相続人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、加茂字■■■■番■■■■。地目は畑で、面積が261㎡。届出日が令和4年2月24日で、届出事由が共有者の持分放棄です。

つづきまして、報告事項4. 許可外転用届1件について報告します。

届出人が、■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番■■■■。地目が田で、面積が38㎡。転用の目的は、農業用の小屋を建築するためとのことです。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

5番田村委員

2番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、東側・北側は農道、南側は本人所有農地で、西側は■■■■氏所有の農地で、関係者の承諾も得ております。排水や進入路等にも問題はありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質疑等がないようなので、これで報告を終わります。つづきまして、第1号議案農地法第5条に関する件を議案とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。

譲渡人が■■■■の■■■■さん。譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■■■■■■■番■■■■。地目は畑で、面積が249㎡。

転用目的は自己用住宅の建築で、農地区分は街区と言われる街路に囲まれた一区画内の面積に占める宅

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案は許可相当という意見書を県知事に送付することに決しました。つづきまして、第2号議案非農地証明願に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第2号議案非農地証明願2件について説明します。

10番が、申請人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、川ノ内組■■■■番■■。地目が田で面積が1, 134㎡。

利用状況は、H14年頃から耕作放棄。現在は雑草や灌木類が自生し、原野とのことです。行政書士の西森裕保さんが委任を受けています。

11番が、申請人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番。地目が田で、面積が1578㎡。

利用状況は、昭和48年に取得し、現在に至っているとのことです。■■■■さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

森推進委員

10番について報告します。申請地は■■■■集落の中央部にあり、以前は山間部としては比較的に良い条件の棚田であったが、現在は耕作されている耕地は皆無に近い状態で、申請地は其中で早くから耕作されず、現在は雑草や灌木が自生し、原野となっているため、非農地証明することに問題はありません。

田村克郎推進委員

11番について報告します。申請地は10年以上前に耕作を放棄し、現在は田の地目となっている。佐川町農業委員会現況証明（非農地証明）事務取扱要綱第6条（3）に該当しているため、非農地証明をしても問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第3号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件を議題とします。今回は委員からの申請がありますので、72番から82番を審

議し、次に83番を審議をした後、84番と85番を審議し、最後に86番を審議したいと思います。
事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案佐川町農用地利用集積計画（3月分）15件について説明します。

72番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番■■■■。現況地目は畑で、面積が1,741㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は55,000円。作付け予定は施設ニラで、設定期間が令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間です。

73番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■■■。現況地目は田で、面積が759㎡。

使用貸借権の再設定で、作付け予定は水稻。設定期間が令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

74番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番■■■■ 他2筆。現況地目は田が2筆と畑が1筆で、面積が合計で2,104㎡。

使用貸借権と賃貸借権の再設定で、借り賃は反当たり30kg相当額。作付け予定は使用貸借が花壇、賃貸借が水稻で、設定期間が令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

75番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番■■■■。現況地目は畑で、面積が1,015㎡。
賃貸借権の新規設定で、借り賃は反当たり1万円。作付け予定はショウガで、設定期間が公告日から令和9年12月31日までの5年9ヶ月間です。

76番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番 他1筆。現況地目は田で、面積が合計で1,643㎡。
賃貸借権の再設定で、借り賃は役務費。作付け予定は水稻で、設定期間が令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

77番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、本郷字■■■■番。現況地目は田で、面積が2,549㎡。
賃貸借権の新規設定で、借り賃は30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

78番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番。現況地目は田で、面積が3,263㎡。
賃貸借権の再設定で、借り賃は反当たり30kg。作付け予定は飼料作物で、設定期間が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

79番は、貸し手が■の■■■さん。借り手が■の■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番。現況地目は田で、面積が1,002㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は反当たり30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

80番は、貸し手が■の■■■さん。借り手が■の■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番。現況地目は田で、面積が1,671㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は反当たり60kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間です。

81番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■の■■■さん。借り手が■■■■の■■■さん。土地の所在が、字■■■■番。現況地目は田で、面積が2,289㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は反当たり30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間です。

82番は、貸し手が■の■■■さん。借り手が■■■■の■■■さん。土地の所在が、字■■■■番 他1筆。現況地目は田で、面積が合計で1,995㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は反当たり5千円。作付け予定は水稻で、設定期間が令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

森推進委員

72番について報告します。申請地は■■■■■に架かる■■■■■近くであり、ハウスでニラを栽培している。

借受人はニラの専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、必要な農機具類も所有しています。再設定であり、周囲との調和要件も問題ありません。

田村克郎推進委員

73番について報告します。申請地は■■■■■集落内で、■■■■■から南西に約300mの所にあります。現在はトラクターで耕耘された状態で、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

7番横畠委員

74番について報告します。申請地は■■■■■集落内で、■■■■■より東に約200～300mの所にあります。現在は耕耘された状態で、■■■■■では花畑として管理をし、他は水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は主にハウス苺、水稻を栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、必要な農機具類も

全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

つづいて、75番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■より約500mほど東にある畑です。現在は耕耘して植え付けの準備をしている状態で、ショウガを栽培することです。

借受人は主にショウガ、水稻を栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

田村克郎推進委員

76番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から北西に50mの所に■■■■番があり、同じく■■■■から北に150mの所に■■■■番があります。現在はトラクターで耕耘された状態で、申請地では水稻を栽培する予定のことです。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

6番佐藤委員

77番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■を渡り、南方向に約300m位行った所の左側にあります。現在は水稻後を耕耘した状態です。申請地では水稻を栽培する予定のことです。

借受人は■■■■で、主に水稻栽培をしている組織で、農地の全てを効率的に耕

作しており、必要な農機具類も全て所有しています。また、世帯の経営状況にも問題なく、常時従事日数も満たしています。地域との調和要件も問題はありません。

78番について報告します。申請地は■■■■集落の北にある、■■■■から100m北側の■■■■沿いにある水田です。申請地では飼料米を耕作する予定とのことです。

借受人は主に水稻を耕作する専業農家で、世帯の経営状況にも問題はなく、耕作に必要な農機具類も所有しており、農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしており、また、地域との調和要件も問題ありません。

つづいて、79番について報告します。申請地は■■■■集落の南100m、■■■■より北東200mの■■■■沿いにある水田です。申請地では水稻を耕作する予定とのことです。

借受人は主に水稻を耕作する専業農家で、世帯の経営状況にも問題はなく、耕作に必要な農機具類も所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

続いて、80番について報告します。申請地は■■■■集落の南東100m、■■■■より北100mで■■■■沿いにある水田です。申請地では水稻を耕作する予定とのことです。

借受人は主に水稻を耕作する専業農家で、世帯の経営状況にも問題はなく、耕作に必要な農機具類も所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和

要件も問題ありません。

2 番田村委員

81番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■、■■■■を■■■■方面に150mほどにある農道を西に入り、南側の3枚目の田です。現在は前作の藁を焼いて、次作の準備をしている状態です。申請地では引き続き水稻を栽培するとのことです。

借受人は主に水稻を耕作する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、耕作に必要な農機具類も全て所有して、農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数150日以上も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

田村克郎推進委員

82番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から北西に100mの所に■■■■番が、同じく■■■■から南西に200mの所に■■■■番があります。現在はトラクターで耕耘された状態で、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案72番から82番について、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案72番から82番については、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、83番の審議に移る前に、森推進委員の退席を求めます。

【森推進委員 退席】

議長（北添会長）

ただいま、森推進委員が退席しましたので、83番の審議に移ります。
事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

83番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番。現況地目は田で、面積が935㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

野村推進委員

83番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から南西に約100mの所に
ある水田です。申請地では飼料米を耕作する予定とのことです。

借受人は主に飼料米を耕作する■■■■で、耕作する農機具類も全て所有しており、
農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしております。また、地域との調和要件も問題
ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案83番について、原案のとおり承認することとし
町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案83番については、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、84番の審議に移る前に、森推進委員の着席を求めます。

【森推進委員 着席】

議長（北添会長）

ただいま、森推進委員が着席しましたので、84番と85番の審議に移ります。
事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

84番は、貸し手が■■■の■■■さん。借り手が■■■の■■■さん。土地の所在が、中組字■■■番■■■。現況地目は田で、面積が1,310㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は反当たり30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

85番は、貸し手が■■■の■■■さん。借り手が■■■の■■■さん。土地の所在が、西組字■■■番■■■。現況地目は畑で、面積が2,207㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は反当たり3万円。作付け予定は露地野菜で、設定期間が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

邑田推進委員

84番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■より南に50m行った右側の土地です。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は野菜を栽培する農家で、世帯の経営状況も問題なく、農機具も所有し、農地の全てを耕作しており、地域との調和要件も問題ありません。

野村推進委員

85番について報告します。申請地は■■■■集落の南西約150m、■■■■より北へ100mの■■■■沿いにある水田です。申請地では露地野菜を栽培する予定とのことです。

借受人は主にショウガやトマトを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も所有しており、農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案84番と85番について、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案84番と85番については、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、86番の審議に移る前に、5番田村委員の退席を求めます。

【5番田村委員 退席】

議長（北添会長）

ただいま、5番田村委員が退席しましたので、86番の審議に移ります。
事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

86番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番 他1筆。現況地目は畑で、面積が4,305㎡。
賃貸借権の新規設定で、借り賃は反当たり4万円。作付け予定は施設ニラで、設定期間が令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

眞辺推進委員

86番について報告します。申請地は■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■にある■■■■■■■■■■から、東方向へ■■■■■■■■■■を200mほど進んだ右側にあるニラを栽培しているビニールハウスです。申請地ではニラを栽培する予定とのことです。

借受人は主にニラを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、耕作に必要な農機具類も全て親と共同利用しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案86番について、原案のとおり承認することとし町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案86番については、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。つづきまして、第4号議案農業委員会事務局職員の任免に関する件についてを議題とする前に、5番田村委員の着席を求めます。

【5番田村委員 着席】

議長（北添会長）

ただいま、5番田村委員が着席しましたので、第4号議案農業委員会事務局職員の任免に関する件の審議に移ります。

事務局の説明を求めます。

事務局（山本事務局長）

第4号議案農業委員会事務局職員の任免に関する件につきまして説明します。

このたび、4月1日付の人事異動が発表になりまして、私、山本が定年退職となりました。同日付で教育委員会の吉野広昭が後任としてくることになっています。このことを議案として提出しておりますので議案を読み上げさせていただきます。

農業委員会等に関する法律第26条第3項に基づき、令和4年4月1日付けにて、農業委員会職員の人
事異動を次の通り発令する。

山本清和、佐川町農業委員会事務局長を解く。

吉野広昭、佐川町農業委員会事務局長を命ずる。

説明は以上です。

議長（北添会長）

事務局よりの説明が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第4号議案について、原案のとおり承認するに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第4号議案について原案のとおり承認することに決しました。それでは、山本局長より一言挨拶をお願いしたいと思います。

事務局（山本事務局長）

12月からの短い間でしたが、知識のない中での業務で皆様にもご迷惑をおかけしたと思います。大変お世話になりました。

議長（北添会長）

山本局長、12月での異動という変則的な人事異動からの4ヶ月間、いろいろありがとうございましたとのこと。山本局長におかれましては、定年退職されるということですが、4月からは再任用で別部

署で勤務されるとのことでした。

つづきまして、第5号議案令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）・令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

本日皆様に作成した資料をお見せする予定でしたが、まだ手直しをかけている最中のため、来月の総会での審議をお願いしたいと思います。申し訳ありません。

議長（北添会長）

事務局よりの説明があったように、まだ3年度の点検・評価（案）と4年度の活動計画（案）が完成していないとのことなので、第5号議案については来月に持ち越したいと思います。

つづきまして、第6号議案令和4年度農業者年金加入推進計画（案）に関する件について議題とします
事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

こちらにつきましても、現在作成中のため、来月の総会での審議をお願いします。

議長（北添会長）

事務局よりの説明があったように、第6号議案についても来月に持ち越したいと思います。

つづきまして、第7号議案下限面積の設定に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（山本事務局長）

毎年3月の定例総会で、農地法第3条の申請の際に許可条件となる「下限面積」を話し合っていました。今までの変遷としては、平成17～18年頃までは4反、平成24年5月末までは3反、平成24年6月から1反となっています。

高知県下の他の市町村については、ホームページに載っている情報のみになりますが、議案書に記載しているとおりです。香美市と香南市に関しては、事前に空き家バンクに登録された空き家とセットで遊休農地を取得する場合のみ、下限面積を更に下げています。

令和4年度の下限面積について、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

議長（北添会長）

事務局よりの説明が終わりました。質疑等はありませんか。

5 番田村委員

今までと同じ1反でいいと思う。

6 番佐藤委員

変えなくていいと思う。

議長（北添会長）

それではお諮りします。第6号議案につきまして、現状の1反のままで変更しないことに異議のない方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第6号議案について1反のまま変更しないことに決しました。

その他に移ります。

事務局の説明を求めます。

事務局（山本事務局長）

1. 農地法及び農業経営基盤強化促進法の一部改正につきましては、現在国会で審議されている案件になります。改正が成立しましたら、利用権設定や農地中間管理事業、人・農地プラン、農地法についていろいろな点で変更されます。

農林水産省の資料として、国会用に簡単にまとめた資料を配付しておりますが、詳しくは来月以降の総会で説明をするようになると思います。

つづきまして、2. タブレット端末の導入につきましては、5月に農林水産省が公表した「人・農地など関連施策の見直し」において示されている「目標地図」を作成するにあたって、農地の所有者等の意向把握を効率的に実施するため、また、現地確認アプリを利用した農地の利用状況調査の事務の効率化のために措置されたものです。

このタブレットに関しましては、12月に農業会議から台数の希望調査が来ましたので、ダメ元で22台を申し込んでいたところ、3月11日に県農業担い手支援課より希望数がそのままおったとの知らせが来ました。まだいつ来るのかは分かりませんが、タブレットが届きましたら、勉強会等も行う予定です。

国の想定としましては、先ほども説明したように現地での意向確認や利用状況調査（一筆調査）での事

務の効率化での使用となっており、普段の管理は事務局で行うようになっております。

しかし、日々の調査や総会の案内、総会での銀所のペーパーレス化、農地の貸借に関する問い合わせの一斉送信メール等での使用も考えていますので、県や農業会議に確認した上で、みなさんにいつも持参してもらう方向でいけたら、みなさんにそのまま配りたいと思っています。

つづきまして、3. 先進地視察研修につきましては、予算計上時に昨年度と同じく兵庫県までの1泊旅行であげていたところ、その金額で認められたため、今年度、視察研修に行くことになっています。

以前から何度か前田から話があったと思いますが、一筆調査でのみなさんの負担を少しでも軽減できるよう、また事務局側の準備や後の入力作業等の事務負担も軽減できるよう、農地利用状況調査支援システムという、衛星画像を任意の月に複数回撮影することにより、AIにて耕作放棄地と疑われる土地をリストアップし、この土地のみ現地調査を行うことで、委員の皆さんと事務局両方の負担を軽減することを計画しましたが、こちらの方は予算査定の段階で却下されました。

ただし、町長から「今年の視察研修の際にタブレット端末とともに、この衛星画像を用いて負担軽減するやり方についても勉強してきて、それでも必要ということなら、来年度予算の際にまた計上してくるように。」というお話もありましたので、今年の視察研修のテーマは『タブレット端末の導入とそのやり方や効果について』と『衛星画像を用いた現地調査の負担軽減について』の2つとし、現在見積もりを頼んでいた業者に他に導入した自治体を探してもらっていますが、先週聞いた所では一番近い自治体が和歌山県の橋本市とのことでした。他にも調べてはありますが、今のところは8月頃の予定で、和歌山県橋本市で現地調査に関する研修を行い、翌日香川県東かがわ市でタブレットについての研修を行うことを想定

しています。

報告は以上です。

議長（北添会長）

その他、何かありませんか。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第22回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は4月26日、火曜日、午後1時30分から佐川町役場2階大会議室で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

議事録署名委員 :

議事録署名委員 :
